

概況

1 2022年度決算

2022（令和4）年度は、「NHK経営計画2021-2023年度」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図った。

その結果、収支決算（一般勘定）では、事業収支差金は263億659万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すこととした。（決算の詳細⇒p.356～）

【1】資産、負債および純資産

協会全体の2022年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録（表1）と貸借対照表（表2）で見ると、資産総額1兆2,973億19万円に対し、負債総額は4,107億7,084万円であり、純資産総額は8,865億2,934万円であった。

【2】損益およびキャッシュ・フロー

協会全体の2022年度中の損益の状況を損益計算書（表3）で見ると、経常事業収入6,972億7,599万円に対し、経常事業支出は6,786億2,190万円で、差し引き経常事業収支差金は186億5,408万円であり、これに経常事業外収支差金69億201万円を加えた経常収支差金は255億5,609万円である。これに特別収入68億3,946万円を加え、特別支出38億1,077万円を差し引いた当期事業収支差金は285億8,478万円である。

次に、協会全体の2022年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書（表5）で見ると、事業活動によるキャッシュ・フローは963億9,664万円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△976億477万円、財務活動によるキャッシュ・フローは△10億6,467万円である。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は

123億1,425万円であったが、22億7,280万円減少し、年度末では100億4,145万円となっている。

【3】収支決算（2022年度決算）

一般勘定では、事業収入は6,965億7,413万円で、予算に対し、75億7,062万円の超過となった（表6）。これは、受信料や前々年度以前受信料、固定資産売却益の増加等によるものである。事業支出は6,702億6,753万円で、187億3,597万円の予算残となった。これは、効率的な事業運営に努め、経費の削減に取り組んだこと等によるものである。事業収支差金は263億659万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

減価償却資金受入れ等の資本収入は823億8,896万円、建設費、出資による資本支出は699億8,430万円であった。資本収支差金は124億466万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、前年度末2,231億7,009万円に当年度の事業収支差金263億659万円と資本収支差金124億466万円を加え、年度末において2,618億8,135万円となった。

有料インターネット活用業務勘定では、事業収入は54億6,935万円で、予算に対し、3億5,322万円の超過となった。事業支出は31億9,116万円で、489万円の予算残となった。事業収支差金は22億7,818万円となり、欠損金が同額減少した。また、資本収入および資本支出は66万円であった。

受託業務等勘定では、事業収入は11億6,222万円で、予算に対し、5百円の超過となった。事業支出は9億7,495万円で、2万円の予算残となった。

【4】重要な会計方針

財務諸表の作成にあたっての重要な会計方針は、次のとおりである。

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっている。子会社及び関連会社株式とその他有価証券（市場価格のない株式等）は、移動平均法に基づく原価法によっている。

②番組勘定の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法によっている。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げている。

③固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）のうち、「建物」「構築物」については、定額法によっている。「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」については、定率法によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）は定額法によっている。リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

④引当金の計上基準

未収受信料欠損引当金は、当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上している。

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上している。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により^{みんぷん}按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理している。

役員退任引当金は、役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上している。

国際催事放送権料引当金は、スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上している。なお、当該科目は、「企業会計原則注解 注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金である。

⑤収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）を適用している。協会の収益に関する主なものは放送受信契約者より支払われる受信料であり、日本放送協会放送受

信規約に基づく放送受信料を毎月の収益として計上している。

⑥消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑦固定資産の減損会計

固定資産の減損会計については、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっている。

⑧キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

表1 財産目録

(協会全体)

令和5年3月31日現在

科 目	内 訳		金 額	合 計
	摘 要			
(資産の部)			千円	千円
流動資産				560,737,227
現金及び預金	現 金		449,874	70,041,451
	預 金	定期預金ほか	69,591,577	
受信料未収金				3,923,719
	受信料未収金		14,110,719	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 10,187,000	
有価証券				468,600,000
		非政府保証債	17,700,000	
		事業債	39,900,000	
		譲渡性預金	411,000,000	
番組勘定前払費用		未放送の番組に係る経費ほか		6,240,790
未収金		設備保守費ほか		2,396,919
その他の流動資産		国際放送関係交付金ほか		7,328,503
	仮払金	仮払消費税ほか	2,197,465	2,205,843
	その他の流動資産	立替金ほか	8,378	
固定資産				567,243,729
有形固定資産				426,189,462
建物	建 物	放送会館、放送所ほか	400,289,920	160,643,695
	減価償却累計額		△239,646,225	
構築物	構 築 物	空中線設備ほか	187,149,255	59,062,746
	減価償却累計額		△128,086,509	
機械及び装置	機 械 及 び 装 置	放送設備ほか	790,977,099	125,305,181
	減価償却累計額		△665,671,917	
車両及び運搬具	車 両 及 び 運 搬 具	中継車ほか	9,932,217	764,941
	減価償却累計額		△ 9,167,275	
器具	器 具	事務用器具ほか	11,182,020	3,445,404
	減価償却累計額		△ 7,736,615	
土地		放送会館、放送所ほか		53,853,575
建設仮勘定		放送設備ほか		23,113,917
無形固定資産				11,982,527
無形固定資産	施 設 利 用 権	国際放送送信設備利用権ほか	1,169,071	11,982,527
	ソフトウェア		9,258,448	
	ソフトウェア仮勘定		1,514,230	
	その他の無形固定資産	地上権	40,777	

科 目	内 訳		合 計
	摘 要	金 額	
出資その他の資産		千円	千円
長期保有有価証券			129,071,739
			95,339,929
		国債	11,759,164
		非政府保証債	30,980,765
		地方債	14,500,000
		事業債	38,100,000
出 資	関係会社出資		11,875,075
	その他の出資	㈱NHKメディアホールディングスほか ㈱海外通信・放送・郵便事業支援機構ほか 設備保守費ほか	11,321,775 553,300
長期前払費用			257,200
前払年金費用			18,501,097
その他の出資その他の資産			3,098,435
	差入保証金	賃借保証金ほか	3,098,435
特定資産			169,319,235
建設積立資産		建設資金積立金	169,319,235
		政府保証債	5,900,000
		非政府保証債	59,219,235
		地方債	7,000,000
		事業債	97,200,000
資産合計			<u>1,297,300,191</u>
(負債の部)			
流動負債			<u>242,336,104</u>
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか	67,556,933
未払費用			24,333,040
	契約収納事務費		3,403,772
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	20,929,268
未払消費税等			3,406,305
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額	145,117,251
短期リース債務			633,315
その他の流動負債			1,289,258
	前受収益	事業者提供料ほか	75,239
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,210,630
	その他の流動負債	前受金	3,388
固定負債			<u>168,434,739</u>
退職給付引当金			134,355,963
役員退任引当金			145,560
国際放送権料引当金			32,853,094
長期リース債務			452,282
その他の固定負債		低濃度PCB廃棄物処理経費ほか	627,838
負債合計			<u>410,770,843</u>

表2 貸借対照表

(協会全体)

令和5年3月31日現在

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現金及び預金		70,041,451	
受信料未収金	14,110,719		
未収受信料欠損引当金	<u>△ 10,187,000</u>	3,923,719	
有価証券		468,600,000	
番組勘定		6,240,790	
前払費用		2,396,919	
未収金		7,328,503	
その他の流動資産		<u>2,205,843</u>	
流動資産合計		560,737,227	43.2
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
建物	400,289,920		
減価償却累計額	<u>△ 239,646,225</u>	160,643,695	
構築物	187,149,255		
減価償却累計額	<u>△ 128,086,509</u>	59,062,746	
機械及び装置	790,977,099		
減価償却累計額	<u>△ 665,671,917</u>	125,305,181	
車両及び運搬具	9,932,217		
減価償却累計額	<u>△ 9,167,275</u>	764,941	
器具	11,182,020		
減価償却累計額	<u>△ 7,736,615</u>	3,445,404	
土地		53,853,575	
建設仮勘定		<u>23,113,917</u>	
有形固定資産合計		426,189,462	32.9
無 形 固 定 資 産			
無形固定資産		<u>11,982,527</u>	
無形固定資産合計		11,982,527	0.9
出 資 そ の 他 の 資 産			
長期保有有価証券		95,339,929	
出 資		11,875,075	
関係会社出資	11,321,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		257,200	
前払年金費用		18,501,097	
その他の出資その他の資産		<u>3,098,435</u>	
出資その他の資産合計		<u>129,071,739</u>	9.9
固定資産合計		567,243,729	43.7
特 定 資 産			
建設積立資産		<u>169,319,235</u>	
特定資産合計		<u>169,319,235</u>	13.1
資 産 合 計		<u>1,297,300,191</u>	100.0

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			
未 払 金		67,556,933	
未 払 費 用		24,333,040	
未 払 消 費 税 等		3,406,305	
受 信 料 前 受 金		145,117,251	
短 期 リ ー ス 債 務		633,315	
そ の 他 の 流 動 負 債		<u>1,289,258</u>	
流 動 負 債 合 計		242,336,104	18.7
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金		134,355,963	
役 員 退 任 引 当 金		145,560	
国 際 催 事 放 送 権 料 引 当 金		32,853,094	
長 期 リ ー ス 債 務		452,282	
そ の 他 の 固 定 負 債		<u>627,838</u>	
固 定 負 債 合 計		168,434,739	13.0
負 債 合 計		<u>410,770,843</u>	31.7
(純 資 産 の 部)			
資 本			
承 継 資 本		163,375	
固 定 資 産 充 当 資 本		468,287,164	
剰 余 金		418,078,808	
建 設 積 立 金		169,319,235	
繰 越 剰 余 金		<u>248,759,573</u>	
純 資 産 合 計		<u>886,529,348</u>	68.3
負 債 純 資 産 合 計		<u>1,297,300,191</u>	100.0

注 放送法及び放送法施行規則の還元目的積立金に関する規定が令和5年4月20日に施行されたことを受け、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年6月10日法律第63号)附則第8条及び放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年4月14日総務省令第38号)附則第3条の規定に基づき、令和4年度末における繰越剰余金2,487億5,957万3千円のうち、令和5年度において1,920億円を取り崩し、還元目的積立金に組み入れます。また、令和4年度末における固定資産充当資本4,682億8,716万4千円のうち、令和5年度において124億466万円を取り崩し、繰越剰余金に組み入れます。これにより、固定資産充当資本は4,558億8,250万4千円、還元目的積立金は1,920億円、繰越剰余金は691億6,423万3千円となります。

表3 損益計算書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(協会全体)

科 目		金 額	
			千円
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入		697,275,991
	受 信 料	681,645,607	
	交 付 金 収 入	3,762,347	
	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	5,469,350	
	副 次 収 入	5,236,461	
	受 託 業 務 等 収 入	1,162,225	
	経 常 事 業 支 出		678,621,908
	国 内 放 送 費	319,385,261	
	国 際 放 送 費	20,769,644	
	国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	11,767,338	
	国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	2,582,224	
	放 送 番 組 等 有 料 配 信 費	2,921,739	
	受 託 業 務 等 費	113,452	
	契 約 収 納 費	41,715,409	
	受 信 対 策 費	609,417	
	広 報 費	5,851,711	
	調 査 研 究 費	7,039,473	
給 与	111,331,313		
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	49,555,346		
共 通 管 理 費	17,722,138		
減 価 償 却 費	78,158,142		
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	9,099,293		
経 常 事 業 収 支 差 金		18,654,083	
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入		7,074,913
	財 務 収 入	2,824,254	
	雑 収 入	4,250,658	
	経 常 事 業 外 支 出		172,899
財 務 支 出	172,899		
経 常 事 業 外 収 支 差 金		6,902,013	
経 常 収 支 差 金		25,556,096	
特 別 収 支	特 別 収 入		6,839,468
	固 定 資 産 売 却 益	6,834,839	
	固 定 資 産 受 贈 益	4,628	
	特 別 支 出		3,810,778
	固 定 資 産 売 却 損	5,589	
固 定 資 産 除 却 損	1,734,809		
そ の 他 の 特 別 支 出	2,070,378		
当 期 事 業 収 支 差 金		28,584,786	
当 期 事 業 収 支 差 金		28,584,786	
事 業 収 支 剰 余 金	28,584,786		

表4 資本等変動計算書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(協会全体)

(単位 千円)

科 目	資 本				純資産合計
	承継資本	固定資産 充当資本	剰 余 金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前 期 末 残 高	163,375	492,379,176	169,319,235	196,082,774	857,944,561
当 期 変 動 額					
資本支出充当	—	△24,092,011	—	24,092,011	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,584,786	28,584,786
当期変動額合計	—	△24,092,011	—	52,676,798	28,584,786
当 期 末 残 高	163,375	468,287,164	169,319,235	248,759,573	886,529,348

表5 キャッシュ・フロー計算書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで
(単位 千円)

(協会全体)

区 分	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	28,584,786
減価償却費	78,066,627
退職給付引当金の増減額	1,973,350
前払年金費用の増減額	624,591
役員退任引当金の増減額	4,690
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 543,000
国際催事放送権料引当金の増減額	△ 3,477,804
受取利息及び受取配当金	△ 2,824,254
固定資産売却益	△ 6,834,839
固定資産受贈益	△ 4,628
固定資産除却損	1,734,809
固定資産売却損	5,589
受信料未収金の増減額	580,380
番組勘定の増減額	440,684
未収金の増減額	△ 91,680
前払費用の増減額	△ 6,705
未払金の増減額	△ 5,867,922
未払消費税等の増減額	1,752,593
受信料前受金の増減額	△ 748,409
その他	3,027,789
事業活動によるキャッシュ・フロー	96,396,647
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 129,000,000
定期預金の払戻による収入	129,000,000
有価証券の取得による支出	△ 908,000,000
有価証券の売却・償還による収入	924,000,000
関係会社株式の取得による支出	△ 1,000,000
固定資産の取得による支出	△ 57,721,410
固定資産の売却による収入	2,124,368
長期保有有価証券の取得による支出	△ 59,969,380
差入保証金の増減額	241,812
利息及び配当金の受取額	2,797,432
その他	△ 77,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 97,604,776
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務返済による支出	△ 1,064,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,064,676
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 2,272,804
V 現金及び現金同等物の期首残高	12,314,256
VI 現金及び現金同等物の期末残高	10,041,451

表6 収入支出決算表

(一般勘定)
(事業収支)

款	項	予 算		
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基	
			第 6 条 予 備 費	
事業収入		千円	千円	
	受 信 料	689,003,511	—	—
	交 付 金 収 入	670,096,241	—	—
	副 次 収 入	3,720,555	—	—
	財 務 収 入	6,112,304	—	—
	雑 収 入	2,223,411	—	—
	特 別 収 入	2,250,000	—	—
		4,601,000	—	—
事業支出		689,003,511	—	—
	国 内 放 送 費	318,766,572	728,895	—
	国 際 放 送 費	21,399,075	510,035	—
	国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	11,840,969	—	—
	国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	2,680,456	—	—
	契 約 収 納 費	49,134,265	—	—
	受 信 対 策 費	795,451	—	—
	広 報 費	6,474,894	—	—
	調 査 研 究 費	7,517,100	—	—
	給 与	113,445,973	—	—
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	50,706,966	—	—
	共 通 管 理 費	18,539,040	—	—
	減 価 償 却 費	80,000,000	—	—
	財 務 費	3,750	172,853	—
	特 別 支 出	4,699,000	—	—
	予 備 費	3,000,000	△ 1,411,783	—
事業収支差金		—	—	—

注1 事業収支差金の処分の内訳

翌年度以降の財政安定のための繰越金	—	—
-------------------	---	---

2 収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

(資本収支)

款	項	予 算		
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づく 増 減 額 (2)	
			第 5 条 第 2 項 繰 越	増 減 額 計
資本収入		千円	千円	千円
		87,352,000	5,651,943	5,651,943
	減 価 償 却 資 金 受 入 れ	80,000,000	—	—
	資 産 受 入 れ	7,352,000	5,651,943	5,651,943
資本支出		78,340,000	5,651,943	5,651,943
	建 設 費	75,540,000	5,651,943	5,651,943
	出 資	2,800,000	—	—
資本収支差金		9,012,000	—	—

1) 前期繰越金 223,170,095 千円

2) 令和4年度発生額 38,711,259 千円 (事業収支差金 26,306,599 千円と資本

後期繰越金(1+2) 261,881,355 千円

令和4年度

額		合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
づく増減額(2)	増減額計			
千円	千円	千円	千円	千円
—	689,003,511	689,003,511	696,574,133	△ 7,570,622
—	670,096,241	670,096,241	672,546,313	△ 2,450,072
—	3,720,555	3,720,555	3,762,347	△ 41,792
—	6,112,304	6,112,304	6,351,096	△ 238,792
—	2,223,411	2,223,411	2,824,254	△ 600,843
—	2,250,000	2,250,000	4,250,653	△ 2,000,653
—	4,601,000	4,601,000	6,839,468	△ 2,238,468
—	689,003,511	689,003,511	670,267,534	18,735,976
728,895	319,495,467	319,495,467	319,385,261	110,205
510,035	21,909,110	21,909,110	20,769,644	1,139,465
—	11,840,969	11,840,969	11,767,338	73,630
—	2,680,456	2,680,456	2,582,224	98,231
—	49,134,265	49,134,265	41,715,409	7,418,855
—	795,451	795,451	609,417	186,033
—	6,474,894	6,474,894	5,823,819	651,074
—	7,517,100	7,517,100	7,039,473	477,626
—	113,445,973	113,445,973	111,235,648	2,210,324
—	50,706,966	50,706,966	49,517,057	1,189,908
—	18,539,040	18,539,040	17,681,079	857,960
—	80,000,000	80,000,000	78,157,479	1,842,520
172,853	176,603	176,603	172,899	3,703
—	4,699,000	4,699,000	3,810,778	888,221
△ 1,411,783	1,588,217	1,588,217	—	1,588,217
—	—	—	26,306,599	△ 26,306,599
—	—	—	26,306,599	△ 26,306,599

額	決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
合 計 (1)+(2) (3)			
千円	千円	千円	千円
93,003,943	82,388,967	6,743,387	3,871,588
80,000,000	78,157,479	—	1,842,520
13,003,943	4,231,488	6,743,387	2,029,067
83,991,943	69,984,307	6,743,387	7,264,248
81,191,943	67,279,518	6,743,387	7,169,037
2,800,000	2,704,788	—	95,211
9,012,000	12,404,660	—	△ 3,392,660

収支差金 12,404,660 千円との合計額)

(有料インターネット活用業務勘定)
(事業収支)

款	項	予 算		
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基	
			第 7 条 増 収 振 当 て	
事業収入		千円	千円	
	放送番組等有料配信収入	4,679,135	437,000	
	雑収入	4,679,135	437,000	
		—	—	
事業支出		2,759,063	437,000	
	放送番組等有料配信費	2,564,240	422,000	
	広報費	29,423	—	
	給与	86,863	9,000	
	退職手当・厚生費	34,607	4,000	
	共通管理費	41,430	2,000	
	減価償却費	2,500	—	
事業収支差金		1,920,072	—	

注 事業収支差金 2,278,187 千円を含む令和 4 年度末の繰越不足△717,121 千円については、一般

(資本収支)

款	項	予 算		
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	
			(2)	
資本収入		千円	千円	
	減価償却資金受入れ	2,500	—	
		2,500	—	
資本支出		2,500	—	
	建設費	2,500	—	
		—	—	
資本収支差金		—	—	

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	予 算		
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基	
			第 7 条 増 収 振 当 て	
事業収入		千円	千円	
	受託業務等収入	1,124,041	38,184	
		1,124,041	38,184	
事業支出		936,796	38,184	
	受託業務等費	936,796	38,184	
		—	—	
事業収支差金		187,245	—	

注 事業収支差金 187,266 千円は、一般勘定へ繰り入れております。

額		合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
づく増減額 (2)	増減額計			
千円				
437,000	5,116,135	5,469,356	△ 353,221	
437,000	5,116,135	5,469,350	△ 353,215	
—	—	5	△ 5	
437,000	3,196,063	3,191,168	4,894	
422,000	2,986,240	2,986,171	68	
—	29,423	27,891	1,531	
9,000	95,863	95,665	197	
4,000	38,607	38,288	318	
2,000	43,430	42,487	942	
—	2,500	663	1,836	
—	1,920,072	2,278,187	△ 358,115	

勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

額		決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
合 計 (1)+(2) (3)	千円		
千円			
2,500	663	1,836	
2,500	663	1,836	
2,500	663	1,836	
2,500	663	1,836	
—	—	—	

額		合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
づく増減額 (2)	増減額計			
千円				
38,184	1,162,225	1,162,225	△ 0	
38,184	1,162,225	1,162,225	△ 0	
38,184	974,980	974,958	21	
38,184	974,980	974,958	21	
—	187,245	187,266	△ 21	

2 2023年度予算

2023（令和5）年度収支予算、事業計画及び資金計画（表7）は、2023年1月10日総務大臣に提出され、内閣を経て2月10日国会に提出され、3月24日衆議院、3月30日参議院でそれぞれ承認された。

令和5年度事業計画（以下、原文引用）

1 計画概説

経営計画の最終年度となる令和5年度は、経営計画の修正により、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指した構造改革をさらに強化する。衛星波の1波削減を着実に実施するとともに、経営努力の成果を視聴者へ還元するため、受信料の値下げを行う。

事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていく。不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。衛星波については、番組の質の維持を大前提に、令和6年3月末に2Kのうち1波を削減する。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進するとともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に一層貢献するほか、ユニバーサル放送・サービスの充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料については、令和5年10月から地上契約・衛星契約ともに1割の値下げを実施する。引き続き営業経費の抑制に努めるとともに、共感と納得に基づく営業活動により、公平負担と受信料制度の理解促進に取り組み、事業運営に必要な収入を確保する。

NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図るとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革を加速させるなど、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取り組みを強化する。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進し

ていく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

（1）放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。

（2）国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

このほか、衛星波のうち、BS1、BSプレミアム、BS4Kの整理を行い、令和5年12月に新BS2K（仮称）、新BS4K（仮称）の放送を開始する。また、2Kのうち1波は衛星波削減の円滑な実施に向けた周知等を行い、令和6年3月末で終了する。

（3）国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

（4）国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

（5）国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。

(6) 受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、効率的な契約・取納活動を推進するとともに、受信料収入の確保に努める。

(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

2 建設計画

建設計画については、総額906億円をもって施行する。

①新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、1,000万円である。

②テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、109億9,000万円である。

③ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、30億6,000万円である。

④放送会館整備計画

高知、津、函館及びひ和歌山の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。

これらに要する経費は、393億8,000万円である。

⑤放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、212億6,000万円である。

これらに要する経費は、154億5,000万円である。

⑥研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、154億5,000万円である。

⑦建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,000万円である。

3 事業運営計画

①国内放送

ア 番組関係

(ア)地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組とインターネットとの連携強化、配信コンテンツの充実も継続して、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日19時間を基本とする。

(イ)衛星テレビジョン放送

BS1は、地球的視点から、「いま」に深く迫るチャンネルとして、緊迫する世界情勢やグローバル経済の動向、刻々と変化する世界や人々の動きを、正確かつ多角的に伝えるニュースやドキュメンタリーを編成する。また、関心の高いスポーツ番組を多彩に放送する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BSプレミアムは、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成する。衛星波の再編に向けては、BS4Kとの同時放送で4K視聴へいざなうとともに、BSプレミアムならではの番組のバラエティの豊かさを維持し、引き続き、2Kで視聴する方々にも満足いただける

放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS4Kは、超高精細映像コンテンツの先導的な役割を果たす。衛星波の再編に向けて、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成し、4Kならではの見ごたえと満足感を追求する。良質なアーカイブスの4Kリマスター版も含め、多彩な番組を提供する。放送時間は、1日21時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を未来に伝えるために最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

新BS2K（仮称）は、BS1とBSプレミアムのエッセンスを凝縮したライブ感重視のチャンネルとして、迅速で専門性の高い国際・経済ニュース等の報道、多彩なスポーツ、衛星波ならではの視聴者の様々な関心にこたえるドキュメンタリー・ドラマ・エンターテインメント等、バラエティ豊かに編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

新BS4K（仮称）は、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブス番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

FM放送は、音楽・芸能を中心に文化・教養まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(I) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間40分、FM放送で1日1時間20分を基本とする。

(ロ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(ハ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,254億4,410万7千円、番組の編成企画等に234億5,057万2千円で、総額2,488億9,467万9千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額706億2,501万8千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,195億1,969万7千円となる。

② 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々に伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本の文化・人・歴史・地域の魅力を掘り下げて伝える番組を充実させるとともに、コロナ禍を経て変化する日本社会の姿や人々の挑戦を発信する。世界で対立や分断が深まり、一方的な見方や情報も飛び交う中、公平・公正で信頼される情報の発信を強化する。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日75時間7分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額204億7,133万7千円となる。

③国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サー

ビスを行う。

地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

放送と通信の融合が進む中で、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するための社会実証の実施については、社会的要請を踏まえて検討する。

このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額127億8,673万8千円となる。

④国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワークワーキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額27億5,463万7千円となる。

⑤契約収納

受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、外部企業等との連携強化やデジタル接点等を活用した届け出の促進など様々なアプローチにより、効率的な契約・収納活動に取り組む。

これらに要する経費は、総額491億8,522万4千円となる。

⑥受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額7億1,958万3千円となる。

⑦広報

視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様

で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額67億3,306万1千円となる。

⑨調査研究

放送技術の研究については、人にやさしい放送・サービスやコンテンツ制作支援に向けたAI技術、放送通信融合サービスなど新たなメディア環境に対応する技術、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額72億9,837万9千円となる。

⑩給与

給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。また、「新しいNHKらしさ」を追求する戦略領域への要員シフトを行う。

これに要する経費は、総額1,124億6,035万3千円となる。

⑪退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額416億9,707万6千円となる。

⑫共通管理

共通管理については、一般設備に係る電力料の増等により、総額190億8,207万6千円となる。

⑬有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は52億405万4千円、支出は31億8,218万5千円である。

⑭受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は19億7,184万2千円、支出は17億868万9千円である。

⑮人事制度改革及び受信料の価値を

最大化するためのマネジメント施策の推進

組織の機能を最大限発揮するための改革を実施し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組みほか、より創造的で効率的な体制の確立に向けた「働き方改革」を一層推進するとともに、デジタルトランスフォーメーションによる業務改革

表7 2023年度収支予算

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		644,002,348
	受信料	624,015,983
	交付金収入	3,619,343
	副次収入	6,988,052
	財務収入	2,205,970
	雑収入	3,020,000
	特別収入	4,153,000
事業支出		672,002,911
	国内放送費	319,519,697
	国際放送費	20,471,337
	国内放送番組等配信費	12,786,738
	国際放送番組等配信費	2,754,637
	契約収納費	49,185,224
	受信対策費	719,583
	広報費	6,733,061
	調査研究費	7,298,379
	与	112,460,353
	退職手当・厚生費	41,697,076
	共通管理費	19,082,076
	減価償却費	74,000,000
	雑務費	3,750
	特別支出	2,291,000
	予備	3,000,000
事業収支差金		△ 28,000,563

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		118,600,563
	前期繰越金受入れ	28,000,563
	減価償却資金受入れ	74,000,000
	資産受入れ	2,521,000
	建設積立資産戻入れ	14,079,000
資本支出		90,600,000
	建設費	90,600,000
資本収支差金		28,000,563

事業収支差金△280億56万3千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

(参考) 建設積立資産の状況

(単位 千円)

区分	年度末見込み
建設積立資産	155,240,235

(参考) 財政安定のための繰越金と還元目的積立金の状況

(単位 千円)

区分	年度末見込み
財政安定のための繰越金	38,169,532
還元目的積立金※	192,000,000

※還元目的積立金は、改正放送法(第73条の2第5項)に基づき、次期中期経営計画期間において「支出の予想額」に充当される想定です。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		5,204,054
	放送番組等有料配信収入	5,204,054
事業支出		3,182,185
	放送番組等有料配信費	2,972,490
	広報費	30,336
	給与	97,503
	退職手当・厚生費	31,720
	共通管理費	48,146
	減価償却費	1,990
事業収支差金		2,021,869

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		-

事業収支差金20億2,186万9千円のうち、繰越不足の解消に充てた残り9億4,663万3千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

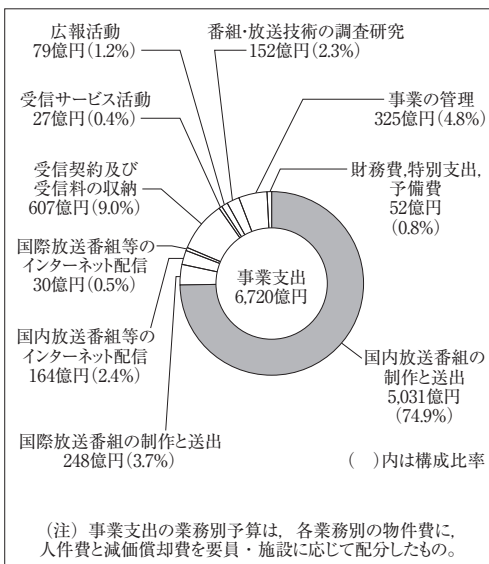
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,971,842
	受託業務等収入	1,971,842
事業支出		1,708,689
	受託業務等費	1,708,689
事業収支差金		263,153

事業収支差金2億6,315万3千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(参考) 事業支出の業務別予算



を積極的に進めるなど、ワークスタイルの進化に向けた取り組みを進める。

また、経営資源を多様で質の高いコンテンツに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立する。コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進に取り組むとともに、グループ全体での「新しいNHKらしさ」の追求に向けた体制構築とガバナンスの強化を行う。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組む。経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。

3 NHK予算の国会審議

[1] 総務大臣の意見

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (以下、原文引用)

日本放送協会 (以下「協会」という。) は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法 (昭和25年法律第132号) で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、時代の要請に応じたスリムで強靱な組織となることを目指し、変更後の「NHK経営計画 (2021-2023年度)」 (以下「中期経営計画」という。) に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画については、変更後の中期経営計画に基づいて令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から1割引き下げの値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価ができる。その結果、事業収支差金が280億円の赤字となるため、事業支出の計画額に不足する収入分として財政安定のための繰越金280億円が充当されることとなっている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していく

ことが求められる。

また、令和5年度には、還元目的積立金制度が新たに施行されることから、事業収支差金や資本収支差金の黒字が法令の趣旨に沿って国民・視聴者に還元されるよう、経営委員会によるガバナンスの下で、適切に予算を執行することが改めて求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和3年12月26日に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止に向けた取組を徹底することが求められる。今後、定期的に、本件に関連する法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、

総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

- 新4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。
- 新型コロナウイルスの感染拡大への対応については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に係る議論など最近の動向を踏まえつつ、令和2年3月に協会が自ら公表した行動指針等に基づき、感染防止対策を徹底しながら事業を継続し、引き続き国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公の見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝

える番組の充実を図ること。

- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和4年12月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多角的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、時代の要請に応じていくための改革に取り組む観点から、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて、令和4年4月から同年5月までの間にかけて実施した第1期社会実証の結果も踏まえ、更に議論を深めていくこと。

4 経営改革の推進

- 変更後の中期経営計画で具体化された衛星波の削減については、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うとともに、存続する衛星波の在り方についても、視聴者や番組制作事業者の意見を踏まえて、早期に具体的な計画をまとめること。
- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り

方に関するガイドライン」(令和4年10月改定)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。

- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」の傘下にある子会社の業務効率化の効果について随時検証を行い、その効果も見極めつつ他の子会社の業務の集約・効率化についても不断の検討を行うこと。また、令和5年4月に「NHK財団」に統合される関連公益法人等についてもその統合効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との契約において高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることを含め、より競争性が高く、透明な手続きによる調達の実現についても一層の取組を進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を保持するため、引き続き、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、平成

29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。

- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」（令和3年3月）に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
 - 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
 - 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法で定められた、難視聴解消に関する民間放送事業者の取組に対する協力の努力義務規定を踏まえて、一層積極的に実施していくこと。
- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等**
- 令和5年度は、受信料の引下げが行われるとともに、支払率が79%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策について現状分析と課題の整理を十分に行った上で、民事手続の適切な活用などにより、一層着実に実施することが求められる。
 - 営業経費については、引き続き見直しを実施していくこと。また、訪問によらない営業への転換に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合など財政面に与える効果及び苦情等の受付件数など事業運営面に与える効果の検証を着実に実施するとともに、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。
 - 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12

月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。
 - 受信契約の勧奨等のために、他者に送達を委託していた文書の一部に郵便法（昭和22年法律第165号）違反が認められた事案を踏まえ、未契約者等の対策として作成・送達している文書の内容、送達方法について、郵便法等の法令遵守を徹底し、再発防止に万全を期すこと。
- 6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化**
- 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
 - 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
 - サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等**
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
 - 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元することが求められる。
 - 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機

能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

[2] 衆議院総務委員会の附帯決議

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。

三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

四 協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、訪問によらない営業との関係も含め、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和四年の放送法改正により導入された割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

五 協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番

組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

六 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

七 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。

八 協会は、子会社及び関連公益法人等を含むグループ全体としての経営改革について、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、その結果を踏まえ、組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。また、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、より効率的かつ透明な手続による調達の推進に取り組むこと。

九 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

十 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十一 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経

営ビジョンを早急に構築すること。

十二 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

十三 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、二度の社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十四 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

[3] 参議院総務委員会の附帯決議

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表するなど、開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができ

る経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第三条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、国民・視聴者の信頼を保持するため、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

六、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

七、協会は、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、引き続き検討すること。

また、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の

合理化・適正化に向けて不断の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、令和四年の放送法改正により導入された割増金については、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

八、協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。

また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

九、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十、協会は、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、グループ全体の経営改革に積極的に取り組むこと。

なお、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

また、子会社等からの適切な還元を図るとともに、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、

我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十四、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・デバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、ハラスメント防止など職場の環境改善を促進するとともに、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

右決議する。